

近世ドイツ国制と帝国クライス制度

——十六世紀末における帝国収税長官の対トルコ防衛政策をめぐって——

渋谷 聡

【要約】 近年の近世ドイツ国制史研究において顕著な動向のひとつとして、連邦的体制としての帝国（神聖ローマ帝国）国制の重視、を指摘することができる。本稿の取り扱う帝国クライスは帝国の地方制度であり、その機能は、中間組織として諸領邦を地域ごとに結集し、それらをさらに帝国へと統合するところにあった。本稿は、先行研究によって明らかにされた帝国クライスの基本的位置付けを確認したうえで、等族の社会集団としての帝国クライスに即して、連邦的体制としての帝国国制に新たな見通しを与えることを目的とする。以下では、十六世紀末の対トルコ戦争の軍税捻出方式をめぐる帝国内の政治過程の分析を通じて、帝国クライスがその自律性を維持しながらも、皇帝の主導権のもとで対外戦争に組み込まれていく過程を照射することが課題となる。その際帝国収税長官ガイツコフラーの活動を取り上げることにより、帝国クライスの有り様に効果的に迫ることができよう。

史林 七四卷一号 一九九〇年一月

はじめに

中世後期および近世ドイツ国制において、帝国（神聖ローマ帝国）にいかなる位置付けが与えられるべきであろうか。従来のドイツ国制史が捨象しがちであったこの問題に対して、かの地の最近の研究は、相応の解答を示しつつある。研究史上、帝国国制を重視する視角を最初に提示したのは、K・S・バーダーであった。戦後しばらくして公刊された論考において、かれは、F・ハルトゥングに代表される領邦中心の国制史研究（その問題視角は近代国家形成の出発点を領邦に求めると

ころにあった^①を疑問視して、帝国と領邦の相互補完的關係への注目を喚起するにいたったのである^②。このような彼の提言にこたえる形で、西ドイツをはじめとする欧米の学界においては、中世後期以後の帝国に関する研究が、制度史の側面から、進展してきた。さらに、一九六〇年代後半以降、こうした研究の多くの成果が現われてきている。これらの研究は、帝国のまとまりを支える諸機関・制度（皇帝、帝国議會、帝国裁判所、帝国租税、帝国クライス^③）の構造究明をその主要な課題としており、その結果として、帝国と領邦との密接な關係が明らかにされてきた。したがって、領邦国家研究を行なう場合といえども、帝国との關係を無視することは許されなくなってきた^④。さらにかような制度史研究を發展させて、ごく最近の研究は、帝国を個々の領邦の国家形成を補完する国制・社会システムとみなすことにより、新たなベースペクティブの構築へ向かおうとしている^⑤。それでは、問題を政治的体制のそれに限ってみた場合、近世ドイツ帝国の体制とは、いかなる体制であったのだろうか。

中世後期および近世ドイツにおける主要な政治的課題は、いかにして、かつ誰の主導権のもとで、ラントフリーデ（治安）の維持を獲得するか、ということであった。十五世紀初頭以来、皇帝と帝国等族との間でその主導権の確保をめぐる争われたのが、帝国改革 Reichsreform である。一四九五年の永久ラント平和令 Der ewige Landfriede において、平和、すなわち多発するフェーデと内乱の防止の担い手の重心が皇帝から帝国等族へと移行したことが明示され、さらに後述する一五五五年の帝国執行令 Reichsexekutionsordnung において、帝国等族の統治権が保障されると同時に、ラントフリーデの維持に対する皇帝権の関与が著しく制限されることになった^⑥。このような過程を経て、帝国等族を平和維持の主たる担い手とする近世ドイツの政治的体制が形成されたとする認識のもとに、一五五五年以降の帝国の体制を、われわれは、「帝国等族的―連邦的体制^⑦」と呼ぶことができよう。

かような政治的体制において、中間組織として、諸領邦を地域ごとに結集し、それらをさらに帝国へと統合するために機能した組織が、先述した帝国執行令において法的基礎を与えられ、帝国改革の成果として結実した、帝国クライス

Reichskreis であった^④。本稿の意図するところは、帝国クライスというファクターを、連邦的体制としての近世ドイツ国制に持ちこむことにより、新たな国制上の見直しを探ることにある。その際の分析対象には、帝国クライスが全面的に對外戦争に動員された、十六世紀末の対トルコ戦争に関わる帝国内の政治過程、とりわけ帝国收税長官 Z・ガイツコフラーの対トルコ防衛政策が、据えられることになる。そのためにわれわれは、章を改めて、帝国クライスに関する問題の所在を明確にすることから始めなくてはならない。

① 例えば、ハルトツングはその主著『ドイツ国制史』において、ドイツ国制史の中心課題が帝国と領邦との関係であり、そのためには両者の併存ないし対抗関係を叙述しなければならないことを、認識している。しかしながら、近代国家発生の史的アプローチを志向する彼の立場からすれば、帝国は、ドイツ国制史における積極的要因にはなりえないのである。ハルトツング、成瀬・坂井訳、『ドイツ国制史』一九〇年、三～五頁。

② K. S. Bader, Territorialbildung und Landeshoheit] in: Blätter für deutsche Landesgeschichte, 90, 1953.

③ 中村賢二郎「神聖ローマ帝国ヒツライヌ制度一五〇〇—一五五五年」、『同編『國家』一九八九年、所収、二六四頁。

④ 帝國中研究動向一般を論じたものに P. Moraw und V. Press, Probleme der Sozial und Verfassungsgeschichte des heiligen römischen Reiches im späten Mittelalter und in der frühen Neuzeit (13.-18. Jahrhundert), in: Zeitschrift für Historische Forschung, 2, 1975; V. Press, Das Römische-Deutsche Reich: Ein Politisches System in Verfassungs- und sozialgeschichtlicher Fragestellung, in: Wiener Beiträge zur Geschichte der Neuzeit, 8, 1981. 近年の研究については、本書を参照(帝國

クライスに関するものは第一章で取り上げる)。ハーダーの論考の中心で代表的なものに K. S. Bader, Volk, Stamm, Territorium, in: Schriften zur Rechtsgeschichte, hg. C. Schott, Sigmaringen, 1984. ヴァーストフーン講和以降の帝國の政治史に関つては K. O. von Aretin, Heiliges Römisches Reich 1776-1806, Wiesbaden, 1967; ders., Das Reich, Stuttgart, 1986. 帝國改革の問題に関する研究として H. Angermeyer, Königtum und Landriede im deutschen Spätmittelalter, München, 1966; ders., Die Reichsreform 1410-1555, München, 1984 (Angermeyer の書評); E. Schubert, König und Reich, Göttingen, 1979. 帝國議會なる帝國の元々の分制議會の研究として F. H. Schubert, Die deutschen Reichstage in der Staatslehre der frühen Neuzeit, Göttingen, 1966; H. Neuhaus, Reichständische Repräsentationsformen in der 16. Jahrhundert, Berlin, 1982. 十六世紀末のドイツ帝國の歴史については、帝國國體を論じたものに W. Schultze, Reich und Türkenfahrt im späten 16. Jahrhundert, München, 1978 (Türkenfahrt の書評)、帝國の政治史 Politics and Society in the Holy Roman Empire 1500-1806 (The Journal of Modern History, 58, Supplement, 1986). 近年の研究の Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen

- Römischen Reiches deutscher Nation 1495-1815, hg., H. H. Hofmann, Darmstadt, 1976; Kaiser und Reich, hg. A. Buschmann, Nördlingen, 1984. 邦語文献としては以下のものがある。帝國裁判所の問題を中心に帝國國制に検討を加えた著作として、村上淳一『良き旧き法』と帝國國制』『法学協会雑誌』九〇巻一〇、一一、九一巻二、同『國家の概念史における帝國と領邦』『近代國家形成の諸問題』吉岡・成瀬編、一九七九年所収。別の角度から帝國國制を論じたものとして西川洋一『十二世紀ドイツ帝國國制に関する一試論』『國家学会雜誌』九四・九五、一九八一・八二年。前田俊文『ブーフエンドルフの政治思想に関する一考察』『橋論叢』一〇巻二、一九八八年。
- ⑤ このような観点から取り組まれた研究として、千葉徳夫『十六世紀ヴェットリン・エルネスト家の領邦一般直接税』『法律論叢』五八巻四・五、一九七九年。
- ⑥ Stände und Gesellschaft im Alten Reich, hg., G. Schmidt, Stuttgart, 1989.
- ⑦ 西川、前掲論文、九五巻・十一、十二、八〇頁、山本文彦『一五五五年『帝國執行令』の成立』『西洋史研究』一六、一九八七年(第一論文と略記)、七七頁。
- ⑧ 中村、前掲論文、二六六―六七、二九五頁。
- ⑨ Angermeyer, s. 318, 中村、前掲論文、二九三―九四頁、山本文彦『ドイツ帝國クライス制度の發展』『西洋史学』一五六、一九八九年(第二論文と略記)、六四頁。

第一章 問題の所在

近世ドイツ國制史は、帝國の中間組織としての帝國クライスについて、いかなる問題をたてることができるだろうか。

⑩ Angermeyer, ss. 320-333. 中村、前掲論文。連邦的体制については、G. Benecke, *Society and Politics in Germany 1500-1750*, London-Toronto, 1974, pp. 3-9. も参照。なお、中村、山本両氏の研究は、連邦的体制としての近世ドイツ帝國の体制と帝國クライスとの関連の有り様を問う、という基本姿勢においては一致しているといえよう。筆者は両氏前掲論文から多くの示唆と刺激を受けている。

⑪ 帝國クライスへの分割の試みは、十四世紀に遡る。その後帝國改革の中で、ラントフリーデの維持のために再三にわたりクライスの設置が提案されたが実現せず、帝國法上初めてクライスが設置されたのは、一五〇〇年の帝國統治院設置令においてであった。ここでクライスは、統治院の参議官の選出単位として六個(フランケン、バイエルン、シュヴァーヴェン、ヴェストファーレン、ニーダーザクセン、オーバーライン)設置された。その後、一五〇七年には帝國最高法院の陪席判事の選出単位となり、一五二二年には新たに四個(オーストリア、ブルグント、タールライン、オーバーザクセン)のクライスが設置され、同時に帝國最高法院の判決の執行とラントフリーデの維持の任務が与えられた。更に一五二二年の帝國統治院設置令によりクライスは統治院の執行機関として位置づけられたが、この第二次統治院も一五三〇年に崩壊する。クライスは一五五五年の帝國執行令により帝國の執行機関として権限が明確化し、同時に内部組織も確立することになる。山本、前掲第二論文、五四頁註(4)による。一五五五年までのクライス制度の發展については、中村、前掲論文、二六七―七八頁に詳しい。

本章においてわれわれは、帝国クライスの機能、帝国クライス制度の時期区分、研究史の三点を検討することを通じて問題の所在を明確にし、課題の設定に取りくむことにしたい。

まず機能面についてであるが、帝国クライスは、^①二重の機能を有していた。すなわち、地域レベルにおいては、諸領邦の連合的協同のための地域組織（自治団体）としての機能を有し、さらに帝国レベルでは、二つの任務（帝国最高法院の判決の執行と各クライスにおけるラントフリーデの維持）を委ねられた帝国の行政管区という性格によって、諸領邦を連邦的体制に統合する中間組織としての機能をもあわせ持っていた。委ねられた二つの任務が平和維持に関わるものであったことから、^②も明らかなように、帝国クライスは、防衛組織たることを前提としていたのである。

帝国執行令において国制的枠組みを与えられて以来、^③帝国の崩壊にいたるまで帝国クライスは存在したのであるが、この二世紀半におよぶ期間が、ひとまとまりのそれとして扱われるわけではない。二点目として、帝国クライスの時期区分に関する従来の研究による見通しを示すことにしたい。大まかにいって二つの時期区分が考えられている。第一の時期区分は一五五五年から三十年戦争の勃発にいたるまで、すなわち一六一八年までであり、第二のそれは一六四八年のヴェストファーレン条約によるクライスの再編成以降、一八〇六年の帝国の崩壊にいたるまでである（以下前者を第一期、後者を第二期と呼ぶ）。^④クライスの歴史を二つの時期に分かつ要因は、帝国等族的―連邦的体制の形成の進捗の度合いであった。すなわち領邦の自立性、いわゆる「等族の自由」の確立をまっけてはじめて、連邦的体制はその確立を見るにいたったからである。このことを明示する出来事が、ヴェストファーレン条約における、領邦のほぼ完全な独立主権の獲得であった。防衛主権 *Wehrhoheit* のレベルでいうならば、第一期において内部平和維持を主たる目的としていたクライスが、第二期にはそのみならず、対外防衛権の行使をも独自に行なうようになる。^⑤したがって第二期になると、大領邦が自己の主権を行使して領土拡張を進めた結果、帝国の枠外にはみ出てゆく地域（オーストリア、ブルグント、オーバーザクン）では、帝国クライスという枠組みは無視されるにいたった。他方、中小規模の領邦の分裂状態が定着していた西南ドイツにおいてこそ、

帝国クライス（シュヴァーベン、フランケン等）は、中小領邦を準国家団体へと結集する、地域組織としての役割を果たすことができたのであった。^⑥

西南ドイツにおけるクライスの自立化が進展した結果として、十七世紀末から十八世紀においては、ひき続く対外戦争に際して、数個のクライスが、共同防衛のために自由に同盟を結んで対処するようになる。いわゆる「連合」*Associazione*を組織して、自己の存在を保障するものとしての「帝国」を自ら名乗ることにより、「第三のドイツ」あるいは最狭義の「帝国」が形成されるにいたった。^⑦したがって第二期になると、クライスの二重の機能のうち、帝国団体としての機能は後退し、地域的自治団体としての機能が前面に現われるようになる。かような事態を、防衛組織としてのクライスに限定してみるならば、内部平和維持から対外防衛へと、クライスの機能における重心の移行が生じたことを、われわれは読み取ることができよう。^⑧このような第一期から第二期への変化を促進した背景となったのが、本稿の対象とする十六、十七世紀の交における対トルコ戦争（一五九三—一六〇七）であったと考えられる。W・シュルツェによれば、この戦争の遂行の過程において、対外戦争に対するクライスの組織強化が進められ、これを前提として、後世の連合へつながる前段階が形成されたのであった。^⑨

帝国クライスは、歴史学の研究対象として、どのように取り上げられてきたのであろうか。三つ目の問題として、帝国クライスの研究史について概観することにした。^⑩帝国クライス研究は、ジンメルンの『マクシミリアン一世のクライス制度および一六四八年にいたるシュヴァーベン帝国クライスの法制史的発展』^⑪をもってその端緒とするが、この前世紀末の著作は、史料的基础においても、方法論においても、歴史学的批判に耐えうるものではなかった。なぜならば、ハルトゥングが批判したように、この著作においては、帝国最終決定やクライス最終決定をもとにした、クライス制度の法学的定義づけに終始することにより、クライスの現実における発展が問題とされていなかったからである。ジンメルンに対する自己の批判を立証し、歴史学の対象としてクライスを位置付けるべく、フランケン・クライスを対象として取り組まれ

た研究が、ハルトウングの『一五二一年から一五五九年までのフランケン・クライスの歴史』^⑫であった。この著作は、史料整理をもあわせて行なった。それ自体としてはすぐれた研究であったが、その考察対象は一五五九年までであり、著者自ら語っているように、クライスの発展の前史を記しただけにとどまっていた^⑬。一九五〇年代にはいると、帝国に対する関心の高まりとともに、クライスにもっと高い評価を与えようとするバーダーやエストライヒの提言が現われ、これに呼応する形で様々なクライスの歴史が取り上げられるようになった。しかしながらそれらの大部分は、通例上梓されることのない学位論文であったのである。このように研究成果に盛り上がりを感じた背景には、バーダーが指摘したように、クライス最終決定などの史料が膨大に存在するために、かえって整理・研究が進行しにくいという状況があったものと思われる^⑭。困難な史料整理という作業が進行し、豊富な研究成果が現われたのが、一九六〇年代後半から七〇年代半ばにかけてであった。第一期のクライスに関してはラウフスの研究^⑮、第二期のそれに関してはシュトルムやヴァンなどの研究^⑯が代表的な業績であり、このほかにも雑誌論文の形で、多くの成果が公刊されるにいたっている。さらに一九七〇年代の末から八〇年代にかけても、帝国史や地域史との関連の中でまとまった成果が現われてきているのが、現状である^⑰。研究の進行段階の面からいえば、連邦的体制を支える中間組織としての帝国クライスへの関心から、個々のクライスの構造分析が徐々に進められている段階であるといえよう。

以上のような研究動向をふまえたうえで、わが国には、帝国クライスの問題を検討することを通じて連邦的体制としての帝国国制の有り様を問う、中村賢二郎、山本文彦の両氏の研究^⑱によって、帝国クライス研究に先鞭がつけられた段階であるといえよう。本稿は、両氏の研究によって明らかにされた帝国クライスの基本的位置付けを確認したうえで、等族の社会集団としての帝国クライスに即して、連邦的体制としての帝国国制に新たな見通しを与えることを目的とする。帝国等族の社会集団としての帝国クライスには、帝国の中間組織としての機能により上級権力(皇帝)による「支配・従属」の側面、地域組織としての機能により「自律性」の側面、以上の両側面が併存していたと考えられる^⑲。本稿では、前者の

側面、すなわち帝国クライスがその自律性を保持しながらも皇帝の主導権のもとに組み込まれていく、「支配・従属」の側面を追究し、かような側面が連邦的体制としての帝国国制に及ぼした影響について考察を試みることにしたい。²⁾

かような観点から本稿は、十六、十七世紀の交に顕著に再燃化した対トルコ戦争（一五九三—一六〇七）²⁾の軍稅捻出方式をめぐる、帝国内の政治過程の分析を通じて、帝国クライスが皇帝の主導権のもとで対外戦争に組み込まれていく過程を照射することを、作業課題とする。その際、分析の中心には、かような政治過程のなかで中心的な役割を果たした皇帝顧問官、すなわち帝国収税長官ツァハリール・アス・ガイツコフラー（一五六〇—一六一七）が置かれることになる。彼の活動を取り上げることによって、防衛組織としての帝国クライスの有り様に、より効果的に迫ることができると考えられるからである。したがって筆者のねらいは、これまで帝国税制のなかで取り上げられてきた帝国収税長官を、帝国クライス制度の観点から再考するところにもある。その前にわれわれは、帝国税制の概要と帝国収税長官に関して、一瞥を与えておく必要がある。

① 本稿は、帝国執行令により帝国の中間組織として確立された帝国クライスを扱う。ここではクライス内の機関と官職について簡単に触れておきたい。(1)クライス議会 *Kreisung*。クライス内の全等族によって構成されるクライスの最重要決議機関であり、等族は各自が一票を行使し、限定付きながら多数決原理の有効性が確立した。(2)クライス通達事項担当職 *Kreisschreibenannt*。クライスの中で最も身分の高く、聖界・俗界の諸侯各一名が就く官職であり、クライス議会の召集権を有すると同時に、帝国議会や皇帝からクライスへの諸通知を受け取って、クライス等族へ通達する任務をも負っていた。(3)長官 *Oberst* と補佐官 *Zeordnete*。軍事執行活動における指揮官として一名の長官が、そして長官を補佐する者として数名の補佐官が、クライス等族の中から選出された。H. Mohaupt, *Die Verfassungsrechtliche*

Einordnung der Reichskreise in die Reichsorganisation, in: *Der Kurfürst von Mainz und die Kreissoziation 1648-1746*, hg. K. O. von Arctin, 1975 (Mohaupt & 略記)。山本、前掲第一論文。② Mohaupt, ss. 14f.; F. Magen, *Die Reichskreise in der Epoche des dreißigjährigen Krieges*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 9, 1982 (Magen & 略記), s. 412。

③ 帝国執行令については中村、前掲論文および山本、前掲第一論文に詳しい。ここでは両氏の研究に依りつつ、帝国執行令の四つの論点を示すことにする。(1)個々のクライスの執行活動において、中心的役割を担ったのは長官であった。長官はクライス内部においてかなり優越的な地位を得ていたが、その支配権は絶対的のものではなかった。長官は執行活動において、等族の援助に依存していたからであり、クラ

イス等族は、長官の権限の突出に歯止めをかけることができたからである。(2)クライス相互の関係について。クライス間を仲介、調停する機関は存在せず、個々のクライスは、各々がひとつの自立的組織として設定された。(3)クライスと皇帝の関係について。帝国執行令は皇帝に対して、個々のクライスの平和破壊事件における対処に関与する権限を一切与えていない。しかしながら帝国クライス体制において、皇帝権は完全に排除されてはなかった。あるひとつの平和破壊事件が六個以上のクライスを、あるいは帝国等族全体を巻き込むほどに大規模な場合（ナポレオンの侵攻等）においては、帝国執行令は、皇帝に一定の権限（前者においては帝国代表者会議への委任官の派遣、後者における帝国議会の召集および出席）を認めるのである。(4)帝国執行令においては前提として、帝国等族の統治権が尊重かつ保障されていた。

④ K. S. Bader, *Der Schwäbische Kreis in der Verfassung des Alten Reiches*, in: Ullm und Oberschwaben, 37, 1964 (*Der Schwäbische Kreis* 2略記), ss. 17-21.

⑤ 三十年戦争期におけるクライスは、外国軍に対する防衛に一定の貢献を示した。E. Langwerth von Simmern, *Die Kreisverfassung Maximilians I. und der schwäbische Reichskreis in ihrer rechtsgeschichtliche Entwicklung bis 1648, 1696* (Simmern 2略記), ss. 347-369, *Magen*, ss. 430-456.

⑥ 当該地域の帝国クライスの活動は防衛面にとどまらず、とりわけ一六四八年以降は経済面や政治面（通貨管理、道路保全、商工業問題等）にも及ぶようになる。かような等族の地域団体としてのクライスをエントドレンスは、「政治的・社会的・経済的・文化的運命共同体」と名付た。R. Endress, *Der Fränkische Reichskreis*, in: *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 1, hg. K. G. A. Jesserich, H. Pohl,

G.-Ch. v. Urruh, 1983, s. 601; J. A. Vann, *The Economic Policies of the Swabian Kreis 1654-1715*, in: *The Old Reich, Essays on German Political Institutions 1495-1806*, ed. J. A. Vann, S. W. Rowan, 1974. 坂井栄八郎「十八世紀のドイツ」岩波講座『世界歴史』十七・一九七〇年。

⑦ 坂井、前掲論文。Mohnhaupt, ss. 22-26; H. H. Hofmann, *Reichskreis und Kreisassoziation*, in: *Zeitschrift für Bayerische Landesgeschichte*, 25, 1962; R. Wines, *The Imperial Circles, Princely diplomacy and Imperial Reform 1648-1714*, in: *The Journal of Modern History*, 39-41, 1967.

⑧ 個々のクライスのたどった歴史はけっして一律ではなかった。クライス内部における等族間の権力関係の有り様に応じて、様々な展開過程が生じたからである。以下、帝国クライスを四つに類別して見通しを示すことにした。(1)オーストリア、ブルグントの両クライスはクライスとしては全く機能しておらず、名目上の存在にしかすぎなかった。(2)もっともよく結束して帝国の崩壊にいたるまで活動を続けたのは、西南ドイツのクライス（シュヴァーベン、フランケン、オーバーライン、クルライン）であった。(3)北西ドイツのクライス（ニーダーライン、ヴェストファーレン、ニーダーザクセン）は、等族間の権力関係の点では西南ドイツと類似していたが、信仰問題の不一致を解消しきれなかったために、うまく機能しない場合が多かったようである。(4)クライスが大領邦の拡張政策に利用されたタイプとして、バイエルン、オーバーザクセンの両クライスを挙げることができよう。とりわけバイエルン・クライスはバイエルン大公の政策とも合致したように、帝国の崩壊にいたるまで活動を続けた。A. Brunsatt, *Die Entwicklung der Reichskreise während der Regierungszeit Kaiser Maximilians II*, *Dissertation*, Wien, 1950. 等々。

- ⑥ W. Schulze, *Türkengefahr*, ss. 197f., ss. 218 f.
- ⑦ ハルトマンズ『*ドイツの歴史*』六三—六七頁の引用。たゞこのハルトマンズの帝國ソライヌに於ける評價は僅か。
- ⑧ Simmern.
- ⑨ F. Hartung, *Geschichte des fränkischen Kreises von 1521-1559*, Aalen, 1910, Neudruck, 1973.
- ⑩ ebenda, s. 233.
- ⑪ Oesterreich, *Verfassungsgeschichte vom Ende des Mittelalter bis zum Ende des alten Reiches* (Gebhardt, *Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 11, 1970). K. S. Bader *Kaiserliche und ständische Reformgedanken*, in: *Schriften zur Rechtsgeschichte*, hg. C. Schott, Sigmaringen, 1984 (Historisches Jahrbuch, 73, 1954), ss. 480-482.
- ⑫ K. S. Bader, *Der Schwäbische Kreis*, ss. 9 f.
- ⑬ A. Laufs, *Der Schwäbische Kreis*, Aalen, 1971.
- ⑭ P.-Chr. Storm, *Der Schwäbische Kreis als Feldherr*, Berlin, 1974; J. A. Vann, *The Swabian Kreis. Institutional Growth in the Holy Roman Empire 1648-1715*, Bruxelles, 1975.

第二章 帝國税制の概要と帝國收税長官

I 帝國税制の概要

ハルトマンズが指摘したように、帝國には規則的な租税は存在しなかった。^①しかしながら、規則的な租税を確立しようとする試みは、軍事目的の臨時税の賦課というきわめて限定された形において続けられ、その結果、十六世紀の三十年代ごろから十七世紀の初頭にいたるまで、かような試みは、一定の成果をあげることができた。以下、その過程を概観することにした。

- ⑫ 帝國クライヌ全般の政治史を中心に論じた著作として、W. Dotzauer, *Die Deutschen Reichskreis in der Verfassung des Alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806)*, Darmstadt, 1989.
- ⑬ 中村、山本、両氏前掲論文。
- ⑭ 二宮宏之『*プロシヤ絶対王政の統治機構*』同『*全体を見る眼と歴史家たち*』一九八六年、所収、二二七—二八、一六三—一六四頁。
- ⑮ 両側面の密接な絡み合いの観点から、社会集団としての帝國クライヌを捉えるところに筆者のねらいはある。そのために別稿を準備して「自律性」の側面を解きあかしたうえで総括的な視点を提示する予定である。
- ⑯ 対トルコ戦争については、一五二九年のヴァイン包囲から一五四〇年まで、一五九三年から一六〇六年のントヴァトロク条約を経て一六〇八年まで続く十五年戦争、一六三三—一六四年のオーストリアの反撃の三つのエピソードを数えることがべきである。I. Bog, *Türkenkrieg und Agrarwirtschaft*, in: *Die wirtschaftlichen Auswirkungen der Türkenkriegs*, hg. O. Pickle, Graz, 1971. 当該期の対トルコ戦争はなるべし、帝國クライヌの活動は活発である。

中世末以来帝國においては、帝國財産の散逸によって皇帝の直轄領經濟は最早不可能となり、規則的な税制の確立が急務となった。フス戦争からはじまる内外の絶えざる政治的危機状況の中で、帝國内外の平和維持とそのため資金調達の問題をめぐって帝國議會が、帝國の等族制的国制がここに制度的に完成した。帝國議會の同意に基づく帝國租税は、傭兵制の一般的形成に伴う封建的軍事援助義務の金納化であり、いわば封建的援助金であった。つまりそれはレーエン制の原則にのっとり、封臣たるべき帝國等族が自己の帝國レーエンの經常收入から、したがって自己の直轄権域から納めるべきものであった。かような性格を有する帝國租税が、帝國租税台帳 *Reichsmatrikel*^② による査定に基づいて帝國等族に対して課税され、一五二二年以降、ローマーモーナト (*Römermonat*、訳語をあてるならば「ローマ進軍援助」、台帳に基づく一ヵ月の租税) の名称で呼ばれる帝國の基本的租税となった。

しかしながら、対トルコ戦争による帝國的財政需要の上昇に平行し、帝國等族とりわけ諸侯の直轄権域にのしかかる負担が限界状態に達するに及んで、その軽減と十分なる税収確保のために、次の二つの租税方式が生み出されることになる。ひとつは、これまで行なわれてきたマトリケル方式の租税の領邦民への転嫁であり、他方は、ゲマイナー・プフェニヒ *Gemeiner Pfennig* と呼ばれる帝國一般直接税であった。十六世紀前半の帝國議會では、両者のうちのいずれを採用すべきかをめぐって、議論が展開されたのであった。帝國議會における議論の結果を先取りするならば、ゲマイナー・プフェニヒの実施は、反対派(諸侯)の身分制的秩序観を覆すほどの革新性を有していたことも手伝って、ほとんど実現されるにはいたらなかった^④。かくして、帝國の租税方式としては、マトリケル方式の租税の領邦民への転嫁が定着することとなった。一五四三年のニュルンベルク帝國議會において、それまで皇帝の勅令に基づいてなされていた領邦民への租税の転嫁は、帝國等族の固有の権利として正式に承認された。これ以降、帝國租税は、実際上は領邦租税として徴収されることとなり、徴収権は帝國等族に委ねられた。このようにして、マトリケルに基づく期限付きの台帳納税の形態を取るローマーモーナトが、対トルコ戦の軍事援助を実現するための通常の租税となり、その承認は帝國議會で行なわれ、帝國援助

Reichshilfe の名称で呼ばれた。^⑨

ところが、戦争が長期化した場合、帝国議会の援助金だけでは、防衛戦争を十分に遂行しえない事態も生じた。帝国援助は、上述の説明からも明らかのように、帝国議会の承認をまっしてはじめて調達される租税であった。したがって、帝国議会の開催が、租税調達のための前提条件であったわけである。そこで帝国援助を補う援助方式として、特別クライス援助 Partikularkreishilfe が考案され、実施された。後段において議論の中心に置かれる特別クライス援助は、皇帝から直接に帝国クライスに対して、援助金の拠出が要請されるものであり、そのためには、各クライス議会における承認が必要とされた。^⑩ かような形態を取る特別クライス援助は、一五二〇年代後半以降、帝国議会からの委任を受けた場合においてのみ、適用されていたが、後段で詳論されるように、帝国執行令の拡大解釈を通じて、対トルコ戦の軍事援助のための重要な手段のひとつとして、全面的に導入されるにいたった。^⑪

II 帝国収税長官

各等族のもとで徴収された租税は、帝国の首長として対トルコ戦争遂行の任にあたる、皇帝のもとに集められねばならない。以下においては、各等族から皇帝にいたる収税機構の成立過程を概観し、その結果としての帝国収税長官 Reichs-pfennigmeister の成立、帝国収税長官が帝国の国制において占める位置、帝国収税長官の職務について、概略を示すことにしたい。

一五〇〇年ごろから、帝国税のための収税機構の創設を目指す動きが見られた。^⑫ 行論の都合上、詳細は省かれねばならないが、皇帝からの委任官の派遣が、帝国議会において数回にわたって検討されている。等族からの帝国税の徴収を主要な任務とする皇帝の委任官に対して、帝国収税長官という名称が一五五七年に与えられ、以後、この官職の制度化が進められることになった。^⑬ 帝国収税長官の活動領域は、オーバーザクセン、ニーダーザクセンの両ザクセン・クライスと、こ

れらを除いた八個のクライス、すなわちオーバーディチェン・クライスの二つに分かたれて、それぞれの管区に一名ずつ、あわせて二名が任命された。^⑭ 領邦や帝国都市において徴収された帝国税は、各等族の責任において、レークシュタット Legstadtへ転送された。レークシュタットとは、帝国税が一時的に預託される都市のことである。両ザクセン・クライスでは領邦都市ライプツィヒ、オーバーディチェン・クライスにおいてはフランクフルト、アウクスブルク、ニュルンベルクの三つの帝国都市がレークシュタットに指定されていた。後述するように、帝国収税長官はレークシュタットに派遣され、そこで帝国等族から帝国税を徴収したわけである。^⑮ このようにして設置された帝国収税長官は、当初は、租税徴収の期間にのみ活動する臨時の官職であった。しかしながら帝国税の納入は、期日を大幅に過ぎることが多かったために、帝国収税長官の任期を延長することが必要とされた。一五七七年の帝国代表者会議 Reichsdeputationstag において、両ザクセン・クライスの帝国収税長官の任期延長の問題が提起され、ひき続いて召集された選帝侯会議は、次の帝国議会までの任期延長を認めたが、これ以降帝国収税長官の事実上の常設化が定着することとなった。^⑯

次に、帝国収税長官の出身階層が問題とされねばならない。オーバーディチェン・クライスに関する限り、西南ドイツ、とりわけシュヴァーベンに活動の基盤を有し、ハプスブルク家の家領財政に関わりを持つ、市民身分出身の財政の専門家が、帝国収税長官に起用されている。^⑰ したがって、帝国収税長官の基本的立場は皇帝寄りであり、帝国収税長官は、皇帝顧問官としての位置付けを与えられる官職であった。そこで帝国収税長官は、オーストリアの財務本庁 Hofkammer との協同において、税務行政の運営に努めたのである。^⑱

最後にわれわれは、帝国収税長官の職務について、触れておかねばならない。帝国収税長官の職務内容はガイツコフラーの在職期間（一五八九—一六〇三）において、その制度的固定を見るのであるが、大まかにいって、四つの職務が存在していた。第一に、租税徴収。等族は帝国税をレークシュタットへ納入し、レークシュタットから等族に対して、受領証が発行された。レークシュタットは、帝国収税長官に対して帝国税受領の報告を行ない、帝国収税長官はこの報告に対して受

領証(確認証)^⑧を発行した。納入された帝国税は、レークシュタットに預託されており、必要に応じて、帝国收税長官がそこから引き出すことになっていた。引き出された帝国税、すなわちレークシュタットに対する支出に対しても、帝国收税長官からレークシュタットに対して、受領証が発行された。このような徹底した受領証の発行のなかに、われわれは、帝国財政における、一定程度の文書主義の浸透を見いだすことができよう。税務行政の運営のために十分な人員を確保しえなかつた帝国收税長官は、帝国等族、レークシュタット、帝国收税長官の三者を文書の発行を通じて統轄する体制を、作り出したのであつた。第二に、決算。帝国收税長官は、各会計年度ごとに決算報告書「Jahresrechnung」を作成し、これを財務本庁の監査に委ねなければならなかつた。^⑨第三に、信用借り。承認された帝国税は、期日までに納入されない場合が多かつた。そこで、不足分を一時的に補うために、大商人から信用借りを行なうこともまた、帝国收税長官の重要な任務であつた。^⑩最後に、対等族交渉。納入の督促・警告を行なつたり、未納者に対する帝国最高法院における裁判において、鑑定人「Gutachter」として未納者の経済状況の審査を行なつたりすることが、その内容である。^⑪また特別クライス援助をクライス議会に対して要請する場合に、クライス議会に使節として出席し等族から特別クライス援助の承認を獲得することをもまた、対等族交渉のうちに数え入れられるであろう。

① ハルトウングは『ドイツ国制史』において、帝国財政に関して次のように述べている。「帝国の財政については、帝国の国制史はほとんど何ひとつ語るべきことがない。たしかに、皇帝に対して承認された帝国税を等族から徴収する任務をもつ帝国收税長官なるものはあつた。しかしながら皇帝のための、また帝国のための規則的な租税は存在しなかつた(ハルトウング、前掲書、六一―六三頁)」。このような帝国財政に対する解釈が、これまでは通説の位置を占めてきた。このような通説の見解に対して、シュルツェは精神的に批判を展開する。彼によれば、従来の財政史研究は、集権化された国家財政機構の形成

を論ずることを目的としてきたがために、言い換えれば、近代国家発生の史的アプローチから財政の諸問題を取り扱ってきたために、各領邦の財政機構の形成のみが論じられてきた。それゆえに、近代国家財政の成立に寄与するところのなかつた帝国の財政は、まともに取り扱われることなく、捨象されざるをえなかつたのであり、その正確な把握にはいたらなかつたのである。かような帝国財政に対する評価を修正しうる存在として、シュルツェが取り上げたのが帝国收税長官である。帝国收税長官とは、十六、十七世紀における対トルコ軍税の徴収を委ねられた官職であつた。十六世紀における帝国、具体的には、帝国等

族と皇帝との政治的折衝の場としての帝國議會において、対トルコ戦のための軍事援助が焦眉の課題であったことから、当時の社会、国制全般に対してこの官職が及ぼした影響を、シムルムは重視したわけである。W. Schulze, *Türkengefahr*, ss. 302-363. 従来研究対象として取り上げられることの少なかった帝國收稅長官に関して、二十世紀の初頭に一連の業績を残したのが、J. ミュラーであった。ミュラーの業績を批判的に継承しながら、十六、十七世紀の交において帝國財政が帝国の社会、国制全般に及ぼした広範な影響をも検討することを通じて、帝國財政に対する新たな位置付けを、シムルムは試みたわけである。J. Müller, *Die Verdienste Zacharias Geizkoflers um die Beschaffung der Geldmittel für den Türkennrieg Kaiser Rudolfs II.*, in: *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*, 21, 1900 (Verdienste 参照); ders., *Zacharias Geizkofler 1560-1617*, Baden bei Wien, 1938 (Geizkofler 参照)。帝國財政について、W. Schulze, *Die Erträge der Reichsteuern zwischen 1576 und 1606*, in: *Jahrbuch für die Geschichte Mittel und Ostdeutschlands*, 27, 1978; ders., *Reichstäge und Reichsteuern im späten 16. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 2, 1975; P. Schmid, *Reichsteuern, Reichsfinanzen und Reichsgewalt in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, in: *Säkulare Aspekte der Reformationszeit*, hg. H. Angenmeyer, 1983, 十葉、前掲論文、第一卷。

② 一五〇七年に作成された一五二一年に修正されたこの後何度か改定が試みられたが結果せず、この一五二一年の台帳が帝國崩壊まで存続することになる。この台帳は、各帝國等族が負担すべき租税を騎兵数と歩兵数で記載しており、それを一単位として事情に応じてその一単位分、二単位分、あるいは三単位分等々が帝國議會によって承認され

た。この台帳には騎兵数と歩兵数のほかに、帝國等族ごとに貨幣額が示されているが、それは帝國最高法院の維持のために各帝國等族が負担すべき租税である。山本、前掲論文、百頁註(4)、中村、前掲論文、二六四頁、二九六頁註(4)、による。

③ 中村、前掲論文、二六四頁。

④ 十葉、前掲論文、六八四頁。

⑤ ここまでの論述は主として十葉、前掲論文、六八五-六八二頁、による。ただし、「國王」は「皇帝」に改めた。

⑥ 通常クライス援助 *Kreishilfe* という場合には、帝國執行令に規定されているところの各クライスにおける執行活動の実施のための兵員もしくは貨幣提供を意味する。ところが皇帝から直接に各クライスに対して援助要請を行なう方式については、帝國執行令はもとより、いずれの帝國法にも規定されていない。シムルムはかような援助を要請する場としてクライス議會や *Partikularreistag* と呼ばれるものを、W. Schulze, *Türkengefahr*, ss. 196-206. 本稿ではこのように援助方式を「特別クライス援助」*Partikularreis Hilfe* と呼ぶことにする。

- ⑦ W. Schulze, *Türkengefahr*, ss. 192f. 一五二〇年代後半から一五四〇年代後半にかけて(1)等族から徴収される軍税を帝國クライスに納入する(2)クライス単位で軍を編成する(3)二点の形態を取って、帝國クライスは対トルコ戦に動員された。以上の二点は十六世紀末にまでよく同様であった。W. Steglich, *Die Reichstrübenhilfe in der Zeit Karls V.*, in: *Militärgeschichtliche Mitteilungen*, 11, 1972, s. 31. 十六世紀半ばについては山本、前掲論文三論文に詳しく。
- ⑧ W. Schulze, *Türkengefahr*, ss. 194-212.
- ⑨ ebenda, s. 312.
- ⑩ ebenda.

⑪ ebenda, s. 313.

⑫ ebenda, s. 312.

⑬ ebenda, s. 315 f. シェルンヒによればこの官職は十七世紀初頭まで

存続してゐた。 ebenda, s. 319.

⑭ ebenda, ss. 314, 329.

⑮ 一四九八年に皇帝マクシミリアン一世がハプスブルク家家領を管轄するために設置した合議制官庁であり、以後オーストリアにおける財

務行政の頂点の位置にあった。ハルトウング、前掲書、一〇八頁。

⑯ ebenda, ss. 320 f.

⑰ それ以前における職務内容については不明確である。

⑱ ebenda, s. 330.

⑲ ebenda.

⑳ ebenda, s. 331.

㉑ ebenda, ss. 332 f.

第三章 帝国收税長官と帝国クライス

本章の課題は、帝国收税長官ガイツコフラー^①を覗き窓として、帝国クライスが皇帝の主導権のもとで対外戦争に組み込まれていく過程を照射することである。そのためにここでは、二つの分析視覚を設定する。第一の視覚は皇帝―帝国等族間の媒介項として、帝国收税長官ガイツコフラーの基本的位置付けを確認することにより、皇帝と帝国等族の双方が相対峙する、当時の政治的体制の有り様を写しだすことである。第二のそれは、かような媒介項としての帝国收税長官ガイツコフラーの対トルコ防衛政策の展開を追究することを通じて、如上の過程を明らかにすることである。

I 媒介項としての帝国收税長官ガイツコフラー

(1) ガイツコフラーの出自および略歴^②

ツァハリーアス・ガイツコフラーを世に送り出したガイツコフラー家は、ブレンナー峠の南方に位置する小都市シュエアツィンク Sterzing において、古くから鉱山業に従事してきた家柄であった。鉱山業で蓄積した富を背景としてチロル地方において繁栄し、十六世紀全般にわたって、近隣の都市参事会の収入役、皇帝・諸侯・司教等の財務担当の顧問官などの財務行政に携わる官吏を多数輩出している。また婚姻を通じて、有力な都市門閥との結びつきを積極的に獲得してい

た。

ツァハリース・ガイツコフラーは、一五六〇年、ブリクセンの司教区財産管理人ハンス・ガイツコフラーの次男として、この世に生を受けた。六才の年、すなわち一五六六年には、フッガー家の収入役であったアウクスブルクの伯父ミヒャエルのもとに送られ、そこで養育された。ラテン語学校における人文主義的教育を十三才で終えた後、一五七三年の秋から、ローマ法研究の中心地として名高いパドヴァ大学に入学し、さらにインゴルシュタット、バーゼル、シュトラスブルクの各大学を渡り歩いて法学の研究を続けた。その後フランスに遊学して学究を続けていたが、一五八一年十二月、父ハンスの死に接し、アウクスブルクへ帰還した。一五八三年から一年間、シュパイエルの帝国最高法院において研修を行なっている。当時、諸侯の宮廷で勤務するためには、帝国最高法院の陪席判事の位が必要とされたからである。^③一五八四年からはミヒャエルの勧めに従い、フッガー家に勤務している。伯父がこの大商業門閥のもとで要職に就いていたこと、また彼自らがフッガー家に勤務していたことによる、フッガー家とのつながりは、後の帝国収税長官としての彼の活動にとって有利な後ろ盾となる。この頃から財務官としての評価が高まってきたらしく、一五八四年には年俸四八〇グルデンでオーストリア大公の顧問官に取り立てられ、チロルや前方オーストリアで活躍している。また同じ頃から、皇帝ルドルフ二世（在位一五七六—一六二〇）のブラーク宮廷にも勤務し始めている。一五八九年には、皇帝顧問官の称号を与えられ、年俸も二千グルデンを保証されるにいたった。同年五月には、帝国収税長官に任命されている。さらに一五九七年から一六〇〇年まで糧食長官 *Berisprovanntmeister* をも兼任し、一六〇三年に帝国収税長官の地位を退くまで、帝国財政の運営は彼の掌中に委ねられていたのである。

以上がガイツコフラーの出自、教育学問的背景と経歴である。次に、彼の主要な活動基盤であったシュヴァーベンにおけるガイツコフラーの人的結合の有り様を、年代を追って追究することにする。一五九一年、アウクスブルクの都市貴族マルクス・レーリンガーの娘マリアと結婚している。このアウクスブルクの都市門閥との結びつきは、帝国収税長官とし

彼の活動に有利に作用した。とりわけ義理の兄弟となったコンラートは、クライス議会における交渉においてガイツコフラーの有力な後援者となった。一五九二年には、アウクスブルク近郊のガイレンバッハにあったハプスブルク家の辺境伯レーエンを購入して、貴族身分への階梯を昇り始めている。さらに一六〇〇年には、同じくアウクスブルク近郊のハウンスハイムの所領を購入し、翌年にはヘル身分に叙せられるにいたった。市民身分であったガイツコフラーはシュヴァーベン・クライス等族の中において、「ガイレンバッハとハウンスハイムのヘル」Herr von Gallenbach und Haunsheimと呼ばれるようになり、シュヴァーベンにおける有力等族への仲間入りを果たしたのであった。このような有力等族としての位置付けが、後段で示されるように、シュヴァーベン・クライスにおける特別クライス援助問題の交渉に有利に作用したのである。

ここまでの論述をまとめておこう。クライスにおける執行権をめぐる皇帝と帝国等族とが相対峙しせめぎあう、近世ドイツの政治的体制にあつて、クライス等族の一員であると同時に皇帝顧問官であつた帝国收税長官ガイツコフラーの存在は、両者をつなぐ媒介項の位置付けを与えられる存在であつた。その内側には、近世ドイツの政治的体制が体现されていた、ということができよう。

(2) 一五九八年の訓令

前項において確認された、皇帝—帝国等族間の媒介項としての帝国收税長官ガイツコフラーの位置付けは、「一五九八年の訓令」において、制度的にも確認されることになつた。訓令とは、帝国收税長官が帝国財政を運営していく上での一種の業務規定である。ガイツコフラーは帝国收税長官在職中に二つの訓令を受けている。最初のそれは彼が着任した一五八九年の訓令であり、皇帝ルドルフ二世より与えられた。^④ 第二のそれが、ここで考察の対象とされる一五九八年の訓令である。当初帝国等族は、対トルコ戦の軍事援助金の管理と戦争の遂行は帝国首長たる皇帝の責任に委ねられるべきであると考えていたために、帝国收税長官に対しても関心を抱くことは少なかった。^⑤ しかしながら次節で詳論されるように、一

五九四年以降、トルコ軍の侵攻による帝国国境の危機により、帝国議会やクライス議会における皇帝の援助要請が頻発したことが、帝国等族側の対トルコ戦の軍事援助への関心をいやがうえにも高めたのである。^⑤ 帝国等族は自分たちが納める帝国税の徴収、およびその分配、消費を委ねる人物を自分たちで選出し、これを監督することを望んだ。さらに税の使途は戦争遂行の目的に限られるべきであり、わけても皇帝の勢力拡張のためには決して用いられるべきではなかった。^⑦ かような帝国等族の意向は、一五九八年のレーゲンスブルク帝国議会において実現された。この帝国議会で承認された帝国収税長官ガイツコフラーに対する訓令の序文は、次のように述べている。

「……朕は先頃行なわれたレーゲンスブルク帝国議会において、選定侯、諸侯、等族と次のことについて一致した。われわれのキリストの御教えと御名に背く大敵、すなわちトルコ人に対して承認された援助金を人民に課すために、特別な帝国収税長官を認めることを。高貴なる諸侯、ライン沿いのプファルツグラーフ・フィリップ・ルードヴィヒ、ロイヒテンベルクのラントグラーフ・ゲオルク・ルードヴィヒの兩名は、朕のもとに伺候して事情によく通じ、すでに数年來朕と帝国のために帝国収税長官職を司り、軍隊に十分な信用を供給し、資金調達のための手段に通じており、それを獲得することのできる人物として、……上述の朕の顧問官かつ糧食長官であるZ・ガイツコフラーを推奨した。（中略）諸侯の使節たちも心を動かされて、彼が上述の帝国収税長官を引き受けることを、承認することができた。」^⑧

少々長い引用になったが、ここから明らかなことは、これまでは実質において皇帝の顧問官であった帝国収税長官職に対して、改めて帝国等族がその必要性を認め、その設置を承認するという形をとって、ガイツコフラーの留任が承認されたということである。したがってそこには、先述したような帝国等族の意向が反映されている、と判断することが許される。最後の第十五項は次のように語っている。

「彼、すなわち帝国収税長官は、朕と帝国等族にとっていたるところで利益となるであろう、これらすべてのこと

〔十四項目にわたる業務^⑨を……行ない、処理し、取り組むべし。〕^⑩

すなわちこの項目において、ガイツコフラーは帝国財政の運営に関して、皇帝と帝国等族の双方に対して責任を負うべきであることが明記された、と解釈することができるであろう。ここにおいて帝国収税長官ガイツコフラーは、シュルツェの表現を借りるならば、皇帝と帝国等族の両者に共属する *Zuordnung* 存在として、明示された^⑪。シュヴァーベン・クライス等族と皇帝との関係において確認された、ガイツコフラーが持つ両者間の媒介項としての位置付けは、一五九八年訓令において、帝国政治のレベルにおける帝国等族—皇帝間の関係として、制度的に確定されたのである。かような媒介項としての位置付けは、ガイツコフラーを中心として展開される対トルコ防衛政策において、重要な意味合いを持つことになる。われわれは節を改めて、帝国収税長官ガイツコフラーの対トルコ防衛政策の展開を追究することにしよう。

II 帝国収税長官ガイツコフラーの対トルコ防衛政策

帝国収税長官ガイツコフラーの対トルコ防衛政策の基本的特徴は、帝国援助に代えて特別クライス援助 *Partikular-Kreishilfe* を積極的に利用した点にある、と考えられている^⑫。そこで以下においては、特別クライス援助はいかなる過程を経て導入されたか、特別クライス援助の帝国法上の根拠は何処に求められたか、特別クライス援助はどの程度の成果を挙げえたか、の三点にわたって、帝国収税長官ガイツコフラーの対トルコ防衛政策を検討することにした。

(1) 特別クライス援助の導入

一五九三年の冬、帝国国境における戦況は、にわかには悪化した。国境の重要拠点であるラープとエルラウが相次いでトルコ軍の猛攻の前に陥落したために、遠征軍の国境への派遣が、焦眉の課題として持ち上がったのである^⑬。帝国援助に関しては一五八二年のそれが八七年で期切れ限れとなっていたため、新たな帝国援助を得るためには、帝国議會を召集してその承認を帝国等族に対して要請しなければならなかった。ここで援助方式をめぐって、オーストリアの二大官庁である枢

密参議会 Geheimerrat^⑩と財務本庁との間に対立が生じた。前者は従来どおりの帝国援助を、後者は新たな試みである特別クライス援助を、援助方式として採用することを主張した。^⑪ 後者の主張を後押ししていたのがガイツコフラーであったことはいうまでもない。他方、オーストリア世襲領のみならず、帝国の統治にも関与していた枢密参議会が帝国援助の採用を強硬に主張したのは、選定侯の特別クライス援助に対する否定的態度を顧慮した上でのことであった。なぜなら、帝国議会は選定侯が彼らの伝統的特権を行使しうる場であったが故に、帝国議會を召集することなく直接にクライスへ援助を要請することは、彼らのもつ伝統的優位性に対する否定へとつながったからである。

これに対して帝国財政に対する現実的見地から、援助承認の短期間における獲得を重視した財務本庁は、帝国議會のみならず、選定侯会議や帝国代表者会議についても援助承認のためには不適當であるとする見解を、早くも一五九二年の鑑定 Gutachten において示している。^⑫ ガイツコフラーは、枢密参議会に対する説得を一五九三年の鑑定において試みているが、枢密参議会の守旧的態度を覆すことはできなかった。^⑬

ところが、両ザクセン・クライスにおける援助承認の獲得が、特別クライス援助の導入にとって重要な契機となった。当時の帝国政治において親皇帝的立場をとっていたザクセン選定侯が、ブランデンブルク選定侯との同意のもとに、オーパーザクセン・クライスの貨幣査定会議 (Münzprobationstag、一五九二年十月) において、皇帝の緊急援助要請に対して十萬グルデンを承認させたのであった。^⑭ 特別クライス援助的な形態での対トルコ戦の軍事援助の導入は、周辺の地域に対しても波及効果を及ぼしていった。一五九三年四月には、両ザクセン・クライス担当の帝国収税長官クリストフ・フォン・ロスが、ニーダーザクセン・クライス等族に対して十三レーマーモナトの特別援助を承認させた。^⑮ 両ザクセン・クライスにおける成果は重要な先例となつて、以後の展開を、財務本庁とガイツコフラーにとって有利な方向へと向かわしめた。このような帝国執行令の規定を有しない、すなわち、皇帝より直接に個々のクライスに対してなされる援助要請の方式を、すべてのクライスについて体系的に取るべきであることを、ガイツコフラーは翌九四年の鑑定において述べている。^⑯ 同じ

頃皇帝は、選定侯たちに特別クライス援助の適用の可否について審議を行なわせた。この会議では、ライン地方の選定侯が特別クライス援助に対してきわめて批判的であり、それよりはむしろ帝国議會を即刻召集することを要求した。その結果、選定侯全体としての意向は、従来同様の守旧的態度の域を出ないことが明らかになった。^②

かように激しい選定侯の抵抗に対してガイツコフラーら皇帝側官僚は、選定侯の意向を無視して、個々のクライスに対し、援助要請のための訓令を発することを決定した。当初は特別クライス援助の適用に難色を示していた枢密參議會も、ガイツコフラーらの説得にに応じて、これを受け入れるにいたった。^③一五九四年の枢密參議會議事録の中に、われわれはこの間の事情を読み取ることができよう。

「しかしながら選定侯たちは、このような手段（特別クライス援助——筆者）をほとんど役に立たないものと見做したところから、ヘル身分の内璽、エンゲルホーフアーの遠征を機にオーバーザクセン・クライスに対して訓令が発せられており、これに従って、千二百の騎兵が数か月の期限内で同人（エンゲルホーフアー——筆者）に引き渡された。さてこの私（議事録作成者アンドレアス・ハンニバルト——W・シュルツェ）からは、バイエルン、オーバーラインラント、ニーダーラインラント、シュヴァーベン、フランケン、ニーダーザクセンの各クライスの使節に対して、やはり訓令が作成された。」^④

かくして、戦時における緊急事態をてこととして、個々のクライスに対する特別クライス援助の要請が援助方式として導入されたのであった。ここにわれわれは、皇帝が主導権を握る防衛政策がガイツコフラーによる政策立案にもとづいて展開されていく過程を、確認するのである。それでは特別クライス援助は、帝国法のレベルにおいていかなる根拠に基づいていたのであろうか。

(2) 特別クライス援助の帝国法上の根拠

帝国執行令は、皇帝が直接に個々のクライスに援助を要請する方式、すなわち特別クライス援助については規定を設け

ていない。したがってガイツコフラーらの課題は、時下の対外的危機を切札として帝国執行令の拡大解釈を進めて、特別クライス援助に帝国法上の確たる根拠を与えることであつた。^②

クライスを単位とした対トルコ軍の編成および派遣は、一五二〇年代後半以降、帝国議会からの委任を受けた場合においてのみ行なわれていた。^③ かような付帯条項を無視して、特別クライス援助という援助方式があたかも以前から帝国最終決定 Reichsabschied に基づいていたかのごとくに、特別クライス援助の正当性が喧伝された。一五九三年十月にシュヴァーベン・クライス議会对して発せられた訓令は、次のように述べている。

「クライス援助（特別クライス援助——筆者は、対トルコ戦のためにも、古くから神聖なる帝国最終決定に基づいてい
ると考えられ、見なされている。^④」

一五九五年一月における、ニーダーザクセン・クライス議会对する訓令の主旨もまた同様である。

「このような手段（個々のクライス議会对への援助要請——筆者は、以前にも同様な危急の際に帝国においても取られたこ
とがある。^⑤」

「以前における同様な危急の際」とは一五四二年のことであり、同年のシュヴァーベン帝国最終決定第四三条を、訓令は
論拠として掲げている。^⑥

「トルコ軍が増強されたためにキリスト教軍の万一の敗北とトルコ軍の優勢が懸念される場合、さらには我が軍が敗
れるかあるいはきわめて弱まったために、敗残兵がトルコ軍の力を支えきれない、という事態が生じた場合には、朕
の王領たるオーストリア世襲領が自己の出費で、さらにその地に隣接するザクセン、バイエルン、シュヴァーベン、
フランケンを選定侯、諸侯、および他の等族が全帝国等族の適切な出費を得、全力をあげて急行し、（国境を——筆者
閉鎖し、救援に努めるべし。（中略）そしてすみやかに、兵員と軍備とをよき状態に保つべし。^⑦」

ここでいうところの「ザクセン、バイエルン、シュヴァーベン、フランケン」が各クライスを指していることは、翌四

三年のニュルンベルク帝国最終決定第十九条の記述から明らかである。すなわち危急の際には、上述の五個のクライス（ザクセンは両ザクセンを指している）の等族に、国境防衛の任務が委ねられていたのである。

さらに皇帝は訓令の中で、現在の戦況が、四二年当時のそれよりもさらに緊迫化していることを強調して、特別クライス援助が帝国法においても十分な根拠を有する援助方式たりうることを説いている。かくして、対外的危機を最大の論拠としつつ以前の帝国最終決定の断片でもってこれを補いながら、帝国執行令の皇帝側に有利な拡大解釈が進められ、それによって、事実上導入されていた特別クライス援助に対して、帝国法上の根拠を示すことが試みられたのである。^⑩

しかしながら帝国等族は、かような皇帝側が主導権を有する対トルコ防衛政策、すなわち特別クライス援助の導入に対して、手をこまねいていたわけではなかった。帝国等族側からは、帝国執行令の規定と相容れない特別クライス援助の導入に対して、多くの厳しい批判が浴びせられた。最後にわれわれは、戦況もかなり鎮静化した一六〇〇年に提出された、ガイツコフラーの鑑定における彼の言を聞くことにしよう。

「彼ら（等族——シュルツェ）はほとんどいやいやながらこの改革（特別クライス援助の導入——筆者）に従った。というのは、クライス援助は、この場合帝国において、他でもない帝国執行令や宗教平和と世俗平和の運用令のような帝国最終決定にもとづいて、理解されるべきであるからである。とりわけ……他の場合におけるのと同様に、フェーメ裁判所や領邦議会も、帝国議会という手段を常に必要不可欠と見なしたからである。私はまた次のことを思い起す。われわれの委任官たちが徴募に際して、（中略）オーバーザクセン、シュヴァーベン、フランケン（クライス——シュルツェ）をも前線に投入したことを。そして、彼らが帝国の基本法に逆らってこれを承認したことは、帝国にとって由々しきことと考えられ、彼らは、他の者から妨害され、誤っているとする指摘を受けた。」^⑪

かように激しい帝国等族の抵抗にあいながらも、特別クライス援助は帝国収税長官ガイツコフラーの努力によって、新たな援助方式として導入されることができた。それではこの特別クライス援助はどの程度の成果を挙げることができた

近世ドイツ国制と帝国クライス制度（渋谷）

表① 1592—93年

| ク ラ イ ス | gulden |
|--------------------------------|--------|
| ブルグント | 103833 |
| オーバーザクセン | 114285 |
| ニーダーザクセン | 114285 |
| シュヴァーベン | 225564 |
| オーストリアと上 記四クライスを除 く五クライス | 218607 |

表② 1594年

| ク ラ イ ス | gulden | Monat |
|-----------|--------|-------|
| シュヴァーベン | 110000 | 8 |
| フ ラ ン ケ ン | 100000 | 3 |
| オーバーザクセン | 115000 | 3 |

表③ 1595年

| ク ラ イ ス | gulden | Monat | 兵 員 数 | 契約期間 | 備 考 |
|-----------|--------|-------|---------|------|--------|
| シュヴァーベン | 388264 | 28 | 歩兵 4000 | 七か月 | |
| バ イ エ ル ン | 161900 | 25 | 歩兵 2000 | 六か月 | 1 砲兵連隊 |
| フ ラ ン ケ ン | 175084 | 21 | 騎兵 1000 | 六か月 | |
| オーバーザクセン | 176360 | 22 | 騎兵 1000 | 六か月 | |
| ニーダーザクセン | 92280 | 10 | 騎兵 600 | 六か月 | |

表④ 1596年

| ク ラ イ ス | gulden | Monat | 兵 員 数 | 契約期間 |
|-----------|--------|-------|---------|------|
| シュヴァーベン | 432125 | 30 | 歩兵 4000 | 七か月 |
| バ イ エ ル ン | 148856 | 23 | 歩兵 3000 | 六か月 |
| フ ラ ン ケ ン | 188140 | 23 | 騎兵 1000 | 六か月 |
| オーバーザクセン | 161760 | 20 | 騎兵 1000 | 六か月 |
| ニーダーザクセン | 148000 | 16 | 騎兵 1000 | 六か月 |

表⑤ 1597年

| ク ラ イ ス | Monat | 兵 員 数 | 契約期間 |
|-----------|-------|---------|------|
| シュヴァーベン | 30 | 歩兵 4000 | 七か月 |
| バ イ エ ル ン | 18 | | |
| フ ラ ン ケ ン | 20 | | |
| オーバーザクセン | 28 | | |
| ニーダーザクセン | 18 | | |

（備考）シュヴァーベンを除く四クライスの兵員数と契約期間は貨幣額からして、前年と同様と考えられる。

（註）J. Müller, Verdienste, ss. 257-267; ders., Der Anteil der schwäbische Kreistruppen an dem Türkenkrieg Kaiser Rudolfs II von 1595-1597, in: Zeitschrift des Historische Vereins für Schwaben und Neuburg, 28, 1901, ss. 155-262, より作成

であろうか。

(3) 特別クライス援助の成果

以下においては、特別クライス援助が挙げることのできた成果について、簡単に触れておきたい。一五九二年から九七年に承認された特別クライス援助の総額(ただし九五、九六、九七年は遠征軍の派遣をクライスごとにまとめて示したものが、表1から5である。このうち、一五九四年の三クライスの承認額合計三二万五千グルデンは、同年の帝国援助の承認額よりも、約三万グルデンも多かったのである。これらの数値からして、特別クライス援助はおおむね期待にこたえて成果を挙げることができた、とする判断を下すことができよう。

ここまでの議論を、総括することにした。対トルコ防衛のための戦費捻出方式としての、特別クライス援助の積極的導入は、帝国収税長官ガイツコフラーの努力に依る所が大きかった。自らも有力なシュヴァーベン・クライス等族の一員として、クライス制度の防衛上の有効性を熟知していたガイツコフラーの活躍によって、防衛政策の基盤における重心が、帝国議会から帝国クライスへと移行したわけである。この過程は、皇帝権にとって有利な防衛政策の転換過程として現われるのであるが、皇帝―帝国等族間の媒介項としての彼の位置付けが、かような転換を容易にしたのであった。

① ガイツコフラーに関する文献は、J. Müller, Verdienste; ders.,

Geizkofler; F. Blendiger, Zacharias Geizkofler, in: Lebensbilder aus dem Bayerischen Schwaben, 8, 1961 (Blendiger と略記)。邦

語文献ではヒヴァンズ、中野訳、『魔術の帝国』一九八八年、平凡社、

(R. J. W. Evans, RUDOLF II AND HIS WORLD: A Study in Intellectual History 1576-1612, Oxford University Press, 1984) 九

七頁に記述があるが、単なる「精力的な資産家」とする扱いは不十分であるうえに、Pfenningmeister を吝嗇士と訳しているのは誤りである。

② 本項の論述は註①に示した文献による。

③ 上山安敏、『法社会史』一九八七年、みすず書房、一二八頁。

④ J. Müller, Geizkofler, ss. 20-22.

⑤ W. Schulze, Türkengefahr, ss. 316 f.

⑥ ebenda, ss. 318 f.

⑦ ebenda, s. 318.

⑧ テキストには J. Müller, Verdienste, の付録に収録されている史料を利用した。現時点で訳出したい箇所は本文では……で記した。

“Nachdem wir uns bei jüngstem zu Regensburg gehalten reichstag

mit churfürsten, fürsten und ständen verglichen, dass zu deren daselbst wider unseres christlichen glaubens und namens erbfinden, den Türken bewilligen hilffsgeldtern in volk zu verwenden, ein sonder reichspfennigmeister anzunehmen. Die hochgeborne fürsten Philip Ludwigem, Palzgrafen bei Rhein, und Georg Ludwig, Landgrafen zu Leuchtenberg, zu uns gezogen, Iren F. L. L. obgenannten unserm Rat und Obristen Proviandmeister Zacharias Geizkofer, der dersachen verständig und schon etlichen jahr aneinander mit unsern und des reichs nutzen und frommen des Pfennigmeister-Amt gehalten, ein gut credit beim kriegsvolk hat, auch zur aufbringung gelts mittel weiss und erlangen kann, fürschiagen...auch der fürstl. gesandten bewegliches zu sprechen vernochet, dass er vielbesagtes reichspfennigmeisteramt übernommen. " J. Müller, Verdienste, s. 292.

- ① 第一聲は亦くた四の職務に加えて、又本台帳の作成、前總の委任官との連絡、軍事以外の出資の管理、帝國收稅長官の助手としての等の仕事の細さへ規定をなす。 J. Müller, Verdienste, ss. 293-295.
- ② "...soll Er reichspfennigmeister insgemein all dasjenige hierinnen thun, handeln und fürnehmen, was uns und den ständen des reichs allenthalben zu nutz erspriesen mag." J. Müller, Verdienste, s. 295.
- ③ W. Schulze, Türkengefahr, ss. 318 f.
- ④ J. Müller, Geizkofer, s. 31; Oestreich, Verfassungsgeschichte vom Ende des Mittelalters bis zum Ende des alten Reiches, 1970, s. 392.
- ⑤ W. Schulze, Türkengefahr, s. 213.
- ⑥ 十六世紀初頭は、ハニキ、マンマー、そして、ドイツ語に、その金銀、銅、

序。オーストリア世襲領および帝國關係の機密案件の處理に権限をもつてゐた。ハルトマン、前掲書、一〇九頁。財務本庁については第二章註②を參照。

- ⑦ ebenda, ss. 194 f.
- ⑧ ebenda, s. 195.
- ⑨ ebenda, s. 196, Anm. (14). J. Müller, Verdienste, s. 258.
- ⑩ W. Schulze, Türkengefahr, s. 195.
- ⑪ ebenda, s. 196.
- ⑫ ebenda.
- ⑬ ebenda.
- ⑭ ebenda.
- ⑮ "Und aber die churfürsten solch mittel wenig diensam erachtet, also ist aus herrn secret. Engelhofers kriegsexpedition an den oberständischen crais ein instruction gefertigt worden, darauf 1200 pferdt auff etliche monat bey demselben erhandeln (worden). Von mir aber (d. i. protokollführende Andreas Hannwalt) auff etliche andere gesandte in beyersche, ober und niederreindischen, schwäbischen, fränkischen und niedersächsischen crais auch ein instruction...ausgefertigt worden." W. Schulze, Türkengefahr, ss. 196 f.
- ⑯ ebenda, ss. 198-202.
- ⑰ 第一聲、註②を參照。
- ⑱ die Kreishilfen " von alters nach laut dess hey. reichsabschied auch wider den türken gemeindt und angesehen." W. Schulze, Türkengefahr, s. 200.
- ⑲ " deren thais hievor in dergleichen nottfellen im reich auch für die handt genommen worden." ebenda, s. 201.

③ ebenda, s. 201.

④ *トキクニヨク* "Neue und vollständigere Sammlung der Reichs-Abschied 2. 3. Teil, Frankfurt a. M., 1747 (Neudruck, Osnabruck, 1967) (NSDRA ヲ註記)" ヲ収録せざばこの中巻を引用した。"Im Fall aber da der Türck also stark käme, dass sich zu bezogen, dass Christliche Kriegsvolk möcht ohne gefahr der Niederlag, sein dess Türcken nicht möchtig seyn, oder da es sich zurüthge dass unser Kriegsvolk geschlagen, oder also geschwächt wüthde, dass die Überlebene sich seiner des Türcken Macht nicht aufhalten möchten: So sollen alsdann unsere Königlich und Erbländer auf Ihren Kosten, und die austossende Churfürsten / Fürsten und andere Stände / als Sachsen / Bayern / Schwaben / und Francken / in Eyl mit aller Macht gleiche Darlegung und Bezahlung gemeiner Stände aufseyn, zuziehen und retten... und sich desto förderlicher in guter Ritterschaft und Rüstung halten." NSDRA. II, s. 452.

おわりに — 展望と課題 —

十六世紀末の対トルコ戦の遂行に際しては、帝国収税長官を媒介として、皇帝権に有利な防衛政策への転換がなされた。すなわち、帝国クライスが帝国軍動員の基本単位に位置付けられ、皇帝の主導権のもとに収斂されたのである。

さらに以後の展開を先取りして見るならば、以上の総括は確信を得られるであろう。すなわち一五九八年から一六〇二年にかけて、シェヴァーベン、バイエルン、オーバーザクセン、オーバーラインの四クライスにおいては、皇帝からの強力な要請のもとに、対トルコ防衛を議題としたクライス議会が、数回開催されている。また、一六〇六年のシトヴァトロ

⑤ NSDRA. II, ss. 474 f.

⑥ W. Schulze, *Türkengefahr*, s. 202.

⑦ "So khunnen sy (die Stände-W. S.) auch fast ungeru an diseneuerung, seitmal die craishilfen vermög der reichsabschid sich weiter nit als auf die exectionordnung und handthabung dess religion- und prophandens im reich in seinen fallen verstehen, zumal weil vill in schlecht und geringern fallen, das niel einer allgemeinen reichsversammlung wie bei andern auch die comitia oder landtag je und alwegen für notwendig geachtet. Wie ich mich auch wohl zuentstinnen, dass uns commissarien bey den verbungen...fügeworfen, sondern auch den oberächsisch, schwäbisch und fränkischen (Kreisen-W. S.), dass sy wider die reichsconstitutions mit sollichen bewilligungen dem reich ein beschwerlichen eingang gemacht, von andern verhoht und verwisen worden." W. Schulze, *Türkengefahr*, s. 204.

⑧ J. Müller, *Verdienste*, 261.

クの講和以後も、帝国東部のクライスは、ハンガリー戦線への派兵のために動員された。帝国執行令によってラントフリーデへの関与から排除されていた皇帝は、対外防衛をてこととして、クライスを自己の統制下に置くことを目指したのであった。^①

同じ問題を、上級権力（皇帝）によるクライスの「支配・従属」の側面の観点から、検討してみよう。一六四八年以後のシュヴァーベン・クライスに関する研究書を著したヴァンによれば、皇帝は三十年戦争以後においても、シュヴァーベン・クライスヘクライス委任官（Kreiscommissarier, Kreiskommissar）^②を派遣することにより、これをコントロールする政策をとった。^③ヴァンの研究を念頭に置くならば、本稿で分析の対象とした帝国収税長官もまた、帝国の官職であると同時に、皇帝の顧問官というその本来の性格を鑑みるならば、これを一種のクライス委任官と見なすことも可能であろう。したがって、皇帝のクライス委任官をも兼ねた帝国収税長官の活動により、皇帝権に有利な防衛政策への転換がなしとげられたわけであるから、ここにおいても三十年戦争後の状況と同様に、クライス委任官の派遣を介してクライスが皇帝の「支配」へ組み込まれる契機は、つねに存在したのであろう。^④

以上の見通しは、近世ドイツ国制において次のように位置付けられるべきであろう。皇帝権の介入が原則的には排除されていた、連邦的体制としての帝国において、皇帝が帝国の「絶対主義国家」化^⑤を目指すためには、何らかの足掛かりが必要であった。その足掛かりを提供したのが、帝国の中間組織たる帝国クライスであった。帝国クライスにクライス委任官を派遣してこれを統御することが可能なかぎりにおいて、帝国クライスは、帝国の「絶対主義国家」化を志向する皇帝にとって、「てこ」の役割を果たしたといえよう。

しかしながら、このような見通しはメダルの一面にすぎない。なぜならば帝国クライスは、等族の自治団体でもありえたからである。すなわち、この対外戦争の渦中において、帝国クライス内部の軍制面の組織強化が進められた結果、等族独自の防衛組織としての帝国クライスは、クライス等族の軍税負担によって軍隊を組織し、この軍隊の管理を彼らの代表

委員会たる軍事會議に委ねる体制をとることにより、上級権力(皇帝)に対して、自立的組織として立ち現われたのであった。クライス等族は、対トルコ戦争が彼らの自由を保証する帝国を防衛するための対外戦争であった限りに於いて、皇帝の主導権のもとでこの戦争に従軍したといえよう。したがって帝国等族の側からすれば、等族の自由を保証する帝国の間組織として、帝国クライスは、皇帝の志向に対抗していくための重要な拠り所となりえたのである。ここにわれわれは、帝国クライスの二重の機能を確認することができるであろう。とすれば次の問題は、前述したような「等族の自主的な団体」たる帝国クライスの内実を、その「自律性」の側面から解きあかすことにならう。この問題を解明したうえで、両側面の密接な絡み合いの観点から、社会集団としての帝国クライスに関する総括的な視点を提示することには、稿を改めて取り組むことにした。

① W. Datzner, Die Deutschen Reichskreise in der Verfassung des Alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806), Darmstadt, 1989, ss. 29 f.

② クライス委任官についてはモンハウンプトが制度史的観点から言及している。皇帝はクライス議會に対して委任官を派遣することができたが、この委任官は議會において何の権限も持たなかったのであり、皇帝が彼らを通じてクライスに及ぼす影響力は、原則からすれば微々たるものであった。Mohnhaupt, ss. 17 f. 山本、前掲第一論文九〇頁註(7)。

③ クライス委任官の基本的な社会環境的傾向として次の三点がある。

- (1) カトリックを信仰していること。(2) 中小身分出身であること。
 - (3) 皇帝を中小等族の同盟者と思なしその政策を支持していること。
- この三点の傾向について、ガイッコンラアーをはじめとする帝国取税長官がおおむね合致していることもまた、本稿が帝国取税長官を一種のクライス委任官と見なす上への根拠である。J. A. Vann, The Swabian Kreis, Institutional Growth in the Holy Roman Empire 1648-

1715, Bruxelles, 1975 (The Swabian Kreis と略記), p. 258-261.

④ アレクサンダーはウスタマールン講和以後の帝国における二つの方向の併存について言及している。すなわち、同等の権利を有する諸國家の連邦 (eine Bund gleichberechtigter Staaten) と階層的的諸勢力 (皇帝を首位に置くレーヘン制秩序) の強化 (eine Verstärkung der hierarchische Kräfte) であり、前者は國力を有する諸領邦の間で、後者は皇帝と西南ドイツおよびライン・ドイツの中小等族との間で志向された方向であった。かような方向性からも、クライスが皇帝による「支配」に組み込まれる契機が存在は予想されるであろう。

⑤ 帝国の「絶対主義國家」化とは、(西南ドイツやライン地方等の) 諸領邦の、フランスをモデルとした (絶対主義國家) オーストリアへの融合を意味する。J. A. Vann, The Swabian Kreis, p. 292. 括弧内は筆者による。

⑥ Magen, s. 460.

⑦ 山本、前掲第二論文、六三頁。

Die frühneuzeitliche deutsche Verfassung und das Reichskreiswesen

—Über die Verteidigungspolitik des Reichspfennigmeisters
gegen die Türkei im ausgehenden 16. Jahrhundert—

von

SHIBUTANI Akira

Man kann auf die wichtige Rolle der Reichsverfassung im föderativen Rahmen des Heiligen Römischen Reiches als eine bemerkenswerte Tendenz der frühneuzeitlichen deutschen Verfassungsgeschichtsforschungen in den letzten Jahren hinweisen.

Die Reichskreise bildeten als Ergebnis der Reichsreform im föderativen Rahmen des Reiches "ein kollektives Sicherheitssystem" (W. Schulze) und waren eine ständische Schutzorganisation. Die Reichskreise hatten eine Doppelfunktion. Und zwar waren die Reichskreise in der Reichsverfassung jene Zwischenorganisation, die die Länder im Föderalismus vereinigte, und in jeder Region die Gebietskörperschaft (Selbstverwaltungskörper) für den ständischen Zusammenschluß. Dadurch dienten die Reichskreise einerseits durch ihre Funktion in der Reichsverfassung der "Herrschaft durch die obere Gewalt (den Kaiser)" und andererseits durch ihre Funktion in jeder Region der "Autonomie".

Dieser Aufsatz beschäftigt sich mit der Frage, wie die Reichskreise unter die kaiserliche Vormacht eingeordnet wurden, obwohl sie der "Autonomie" dienten. Und in diesem Aufsatz wird die Entwicklung dieses Verlaufs auf die Reichsverfassung im föderativen Rahmen untersucht.

Konkret versucht dieser Aufsatz den politischen Verlauf im Reich über die Methode der Aufbringung von Steuern zur Durchführung des Kriegs gegen die Türkei im ausgehenden 16. Jahrhundert zu analysieren. Diese Analyse wurde anhand der Betrachtungen der Tätigkeit des Reichspfennigmeisters Zacharias Geizkoflers erstellt, und aus ihr läßt sich schließen, daß die Reichskreise unter die kaiserliche Vormacht eingeordnet wurden, obwohl sie der "Autonomie" dienten.